

J-クレジット制度 (国(経産・環境・農水省)が運営)
 省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度



J-クレジットホームページより抜粋

【課題】
 対象とする森林が限定。手続きに手間や時間、経費を要する。

【J-クレジット(森林由来)の登録・認証状況】 R5.2月末

- 登録プロジェクト 7件(J-VERからの移行含む)
 内訳：市町村1、森林組合2、公社2、民間企業2
- 認証量 約34,000t-CO2(J-VERからの移行含む)
 内訳：市町村1、森林組合2、公社1、民間企業1

■ 取り巻く環境

- 脱炭素社会の推進に向けて、森林吸収クレジットに対する関心の高まり。
- 安定的な林業経営を実現するため、新たな(補完する)収益を生み出す必要性。

■ 対応策

- 森林吸収源対策岐阜県モデル検討会の設置(R3.10～)(方針)
 - ・ 制度の将来的発展に向けて、J-クレジット制度に可能な限り準拠しつつ、対象森林は同制度を補完するなど課題に対応した、新たな森林由来クレジット制度として、(仮称)G-クレジット制度を構築。

■ 制度の概要

- ・ 県が、適切な森林管理により吸収されたCO2の量を認証し、「クレジット」を発行。
- ・ 申請者は、発行されたクレジットを、「自らの排出削減は限界だが、もっと排出削減した“ことにしたい”ため、他者による吸収実績を買い取りたい」、「地球温暖化対策に取り組んでいることをPRしたい」、「岐阜県の森林づくりを応援したい」企業、団体等に売却。
- ・ クレジット売買により、森林づくりを行う山元に資金が還元。

(仮称) G-クレジット制度で対象とする森林の考え方

○ J-クレジットと (仮称) G-クレジットの対象森林

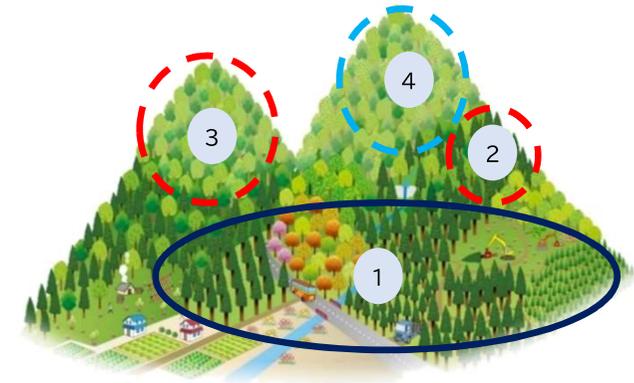
◆ J-クレジットの対象森林

- ① 森林経営計画内で施業が行われた人工林
- ③ 森林経営計画内の法令等で保護・保全された天然林【R4.8.10追加】
- 森林経営計画外の植栽放棄地への再造林【R4.8.10追加】

◆ (仮称)G-クレジットの対象森林

- ② 森林経営計画外で施業が行われた人工林
- ③ 法令等で保護・保全された天然林

※④天然林(普通林)はクレジットの対象外



No	林種	属性	面積 (千ha)	面積割合 (%)	J- クレジット	(仮称)G- クレジット	整備可能な 補助財源
①	人工林	森林経営計画内	76	12	○	×	公共・非公共
②		森林経営計画外	233	35	×	○	国譲与税・県環境税
③	天然林	法令等で保護・保全	141	21	○(計画内)	○(計画外)	-
④		普通林	209	32	×	×	-
計			659	100			

※ 森林経営計画面積はR3年度末現在の森林経営計画策定面積であり、過去に策定された森林経営計画は含まない。

※ 国はJ-クレジット制度の見直しを行い、森林経営計画外の一部(植栽放棄地の再造林)と森林経営計画内の法令等で保護・保全された天然林を対象に追加し、令和4年8月10日に施行。

(参考) 近年の岐阜県内の間伐等実施面積

(ha)

	H29	H30	R1	R2	R3
国補助事業	5,261	4,373	4,052	3,743	3,606
その他事業	2,864	2,978	3,861	3,128	3,115
合計	8,125	7,351	7,913	6,871	6,721

※ その他事業とは県環境税や国譲与税による間伐事業や県単の自伐林家型地域森林整備事業等によるもの